

4. 鉄道技術研究所の在り方について

〔諮問〕

昭和24年6月22日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

鉄道技術研究所の在り方について

日本国有鉄道の業務を達成するため必要な研究機関として現鉄道技術研究所の体制をいかにするかについて意見を承りたい。

右日本学術会議法第四條の規定によって貴会議に諮問する。

〔答申〕

総発第369号  
昭和24年6月29日

内閣総理大臣殿

日本学術会議会長

鉄道技術研究所の在り方について

（昭和24年6月22日科第52号による諮問に対する答申）  
本会議の意見は、別紙の通りであります。

なお、この問題については、6月24日本会議の第9回運営審議会において審議の末、第7委員会（研究施設・教育施設の整備統合拡充に関する委員会）に、第5部会（工学関係部）の意見も聞いて答申案を作成することを附託し、その意見を本会議の意見として答申することを議決しました。別紙の意見は、6月25日第7委員会が慎重審議の末全会一致をもって決定し、同日第5部会の全面的賛成を得たものであって、これを本会議の意見として答申するものであることを申し添えます。

(別紙)

## 鉄道技術研究所の在り方について

1. 日本における妥当なる科学及び技術研究の水準の維持のために鉄道技術研究所が現在の機能を最大限に維持することが必要である。
2. 鉄道技術研究所は、現業と直結する技術研究をその主たる任務とすることが期待されるので、鉄道技術研究所は、日本国有鉄道に直属すべきである。かくすることが能率の見地からも最も有効であると考えられる。
3. 鉄道技術研究所においては、
  - 1 研究業務（実用化実験を含む）
  - 2 研究を伴う試験及び設計業務（例えば、標準設計、特殊設計）等に関する業務を専ら行い
  - 3 購入品の検収試験及び日常の設計業務（研究を伴わないもの）等は、これを研究所から切り離し、それぞれの業務機関に所属させるべきであらう。ただし、右の処置については、その方法及び時期など最も賢明に処置せらるべきである。従って、鉄道技術研究所が当分の間右の3の業務をも継続することも考慮されるべきであらう。
4. 附帯事項
  - 1 日本国有鉄道は、その運営上に鉄道技術研究所の機能の必要を十分に認識し、予算、定員等においても一般に承認されている比率を著しく下らないように努力されたい。
  - 2 科学技術者の養成及び維持について重大な関心をもつ日本学術会議は、すでに数次にわたり一般に科学技術試験研究機関の整理について、その研究機関が損傷されないように要請したが、鉄道技術研究所においても、技術研究者の維持に最大の努力を払われたいと要望する。